

目子保第 6979 号
令和 3 年 9 月 10 日

保護者 各位
(求職活動中の方)

目黒区子育て支援部
保育課長 大塚 浩司
(公印省略)

保育施設利用に伴う求職活動期間の変更について

日頃より、本区の保育行政にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。
求職活動中で入所された方や在園中に退職等により求職活動中となった方は、二か月以内に週 3 日一日 4 時間以上の就労を開始していただく必要があります、それを満たせない場合、原則退所となります。

緊急事態宣言（4 回目）の期間が再々延長されましたが、終了までは二か月間の求職期間の算定に通算しない取り扱いと致します。

つきましては、緊急事態宣言期間内の手続きは不要ですが、緊急事態宣言の期間終了後も引き続き求職活動中の場合は、下記のとおり必要書類をご提出ください。

なお、ご不明な点は保育課保育施設利用係までお問い合わせください。

記

1 求職活動期間の変更点

原則：求職活動中で入所された月の初日又は退職等により求職活動となった日から二か月以内
変更後：緊急事態宣言の期間終了後から二か月以内

2 提出書類

- (1) 教育・保育給付認定申請書（求職活動要件）
- (2) 求職活動に係る状況申告書

※ 緊急事態宣言の期間終了までに就労を開始した場合は速やかに「教育・保育給付認定申請書（就労要件）」及び「勤務証明書（採用日以降の証明日）」等をご提出ください。

3 提出期限

緊急事態宣言の期間終了後、一か月以内に保育課保育施設利用係までご提出ください（郵送可）。

以 上

《お問い合わせ先・提出先》

〒153-8573

目黒区上目黒 2-19-15

子育て支援部保育課保育施設利用係

TEL 03-5722-9868～9(直通)